

兵庫大学・兵庫大学短期大学部における公的研究費の使用に関する行動規範

平成 20 年 10 月 22 日制定

兵庫大学・兵庫大学短期大学部（以下、「本学」という。）において研究に携わる全ての者は、公的研究費が国民の税金に由来するものであり、高い倫理性を発揮して適正に使用しなければならない、その不正使用の社会に及ぼす影響が大きく、重い責任があることを自覚しなければならない。

ここに、公的研究費の適正な執行を確保するための基準となるべき行動規範を定め、一人ひとりがこれを自覚・実践し、最大限の研究成果をあげ、その成果を社会に還元するよう努力するものとする。

(1) 教育職員・事務職員双方に係る行動規範

- ・ 公的研究費を適正に使用・管理し、最大限の研究成果を上げるため努力する。
- ・ 公的研究費の使用にあたっては、関係する法令や規則、学内規程を遵守し、適正に行う。
- ・ 公的研究費にかかる学内研修会・説明会に積極的に参加し、使用ルール等の理解に努める。

(2) 教育職員に係る行動規範

- ・ 個人の発意で申請し、採択された研究課題であっても、当該研究に係る研究費自体は公的なものであり、研究機関による管理が必要であることを認識する。
- ・ 公的研究費は、効率的・効果的に使用するとともに、虚偽使用・目的外使用・期間外使用等不正な使用は行わない。

(3) 事務職員に係る行動規範

- ・ 関係法令等の知識を習得するため、文部科学省等が主催する研修会・講演会等に積極的に参加する。
- ・ 公的研究費の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務処理を行う。